



鳥取県公報

令和2年3月31日(火)
第9188号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等 (149) (情報政策課) 2 南部箕蚊屋広域連合規約の変更 (150) (市町村課) 2 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (151) (福祉監査指導課) 2 鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金の一部改正 (152) (緑豊かな自然課) 3 鳥取県天神川流域下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関の指定 (153) (水環境保全課) 3 中海に係る湖沼水質保全計画の策定 (154) (〃) 3 特定農業用ため池の指定 (155) (農地・水保全課) 4 森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項 (156) (林政企画課) 5 保安林の指定予定(2件) (157・158) (森林づくり推進課) 8 公共測量の実施に係る作業期間の変更 (159) (県土総務課) 8 県道の路線の廃止 (160) (道路企画課) 9 県道の区域の変更 (161) (〃) 9 県道の供用の開始 (162) (〃) 9 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (163) (治山砂防課) 9 土砂災害警戒区域の指定 (164) (〃) 10 土砂災害警戒区域の指定の変更 (165) (〃) 10 土砂災害特別警戒区域の指定 (166) (〃) 11 土砂災害特別警戒区域の指定の変更 (167) (〃) 11 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (168) (〃) 12 土地改良区の役員の就退任 (169) (中部総合事務所農林局) 12 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (170) (西部総合事務所福祉保健局) 13 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (171) (〃) 13 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (172) (〃) 14
◇ 公 告	自衛官の募集(危機対策・情報課) 14

告 示

鳥取県告示第149号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

条例等	条項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）	第16条第1項	県税等に係る納税証明書の交付申請	令和2年4月1日
	第134条の34第1項	免税軽油使用者証の交付申請	”
	第134条の35第1項及び第3項	免税証の交付申請	”
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）	第16条第2項から第4項まで	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関する報告及び産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に関する報告	”
鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号）	第15条第1項第3号及び第4号	鳥取県育英奨学資金の貸与を受けた奨学生の氏名又は住所の変更の届出及び連帯保証人又は保証人の身上に関する重要な事項の異動の届出	”
鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成14年鳥取県教育委員会規則第23号）附則第2項の規定によりなお効力を有することとされる廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号）	第17条第1項第3号及び第4号	鳥取県進学奨励資金の貸与を受けた奨学生の氏名又は住所の変更の届出及び連帯保証人の氏名又は住所の変更の届出	”

鳥取県告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、南部箕蚊屋広域連合規約の変更を令和2年3月26日許可したので、同条第5項の規定により告示する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	倉吉市福吉町1400	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会通所介護事業所	倉吉市関金町関金宿1115-2	第1号通所事業による支援に相当する支援	平成31年1月1日

鳥取県告示第152号

令和元年鳥取県告示第265号（鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき令和2年3月18日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																											
<p>1 利用料金</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 鳥取県民体育館設備利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロングマット</td> <td>1枚1日1回につき</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(11) 略</p> <p>2 略</p>	名称	単位	金額	略			ロングマット	1枚1日1回につき	50円	略			<p>1 利用料金</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 鳥取県民体育館設備利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロングマット</td> <td>1枚1日1回につき</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>体操用床</td> <td>1式1日1回につき</td> <td>2,030円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(11) 略</p> <p>2 略</p>	名称	単位	金額	略			ロングマット	1枚1日1回につき	50円	体操用床	1式1日1回につき	2,030円	略		
名称	単位	金額																										
略																												
ロングマット	1枚1日1回につき	50円																										
略																												
名称	単位	金額																										
略																												
ロングマット	1枚1日1回につき	50円																										
体操用床	1式1日1回につき	2,030円																										
略																												

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県告示第153号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行を鳥取県天神川流域下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関として指定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第154号

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項及び第2項の規定に基づき、中海に係る湖沼水質保全計画（第7期）を次のとおり定めたので、同条第7項の規定により告示する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課及び各総合事務所生活環境局に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第155号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定の年月日
八幡池	鳥取市覚寺11	令和2年3月31日
中堤	鳥取市岩倉59	〃
堤ノ元溜池	鳥取市大畑137	〃
西谷堤	鳥取市船木208及び209	〃
高山池	鳥取市津ノ井58	〃
打越溜池	鳥取市祢宜谷231	〃
中南堤	鳥取市用瀬町古用瀬263、268-3及び590-3	〃
大庭谷堤	鳥取市河原町水根477-1	〃
東谷堤	鳥取市船木30	〃
境ヶ尾ため池	鳥取市祢宜谷459-61	〃
新池（加賀瀬溜池）	鳥取市河原町山手6	〃
大庭谷堤（寺堤）	鳥取市河原町水根1061	〃
天神谷堤	鳥取市国府町町屋415、415-1及び415-2	〃
滝ヶ谷池	米子市古市698-2	〃
新堤池	米子市陰田町1731、1742及び1743	〃
大池	米子市陰田町1798	〃
仙隠溜池	倉吉市関金町大鳥居1018-2	〃
池谷溜池	岩美郡岩美町大字本庄698	〃
宇治溜池	岩美郡岩美町大字宇治891	〃
河崎越路堤	岩美郡岩美町大字河崎122	〃
宇治小堤	岩美郡岩美町大字宇治925	〃
二本松ため池	岩美郡岩美町大字河崎55	〃
一ノ谷ため池	岩美郡岩美町大字大谷1737	〃
猪ノ懸ため池	岩美郡岩美町大字長郷3	〃
奥ノ谷溜池	八頭郡八頭町山田277	〃
長品堤	八頭郡八頭町見槻105-1、105-2及び107	〃
山田谷	東伯郡湯梨浜町大字野方1005	〃
大谷	東伯郡北栄町原1034	〃
門戸	東伯郡北栄町原872	〃
下堤	東伯郡北栄町妻波1011	〃
穂波	東伯郡北栄町曲1928-1及び1929並びに穂波39及び41	〃
金操溜池	東伯郡北栄町北条島902	〃
荘溜池	西伯郡伯耆町荘532	〃

宝殿堤	西伯郡伯耆町金屋谷20	〃
大成池	西伯郡伯耆町丸山1803-312	〃
熊谷上溜池	西伯郡伯耆町二部908	〃
原堤	西伯郡伯耆町金屋谷945-2及び944-3	〃
山口堤	日野郡日南町阿毘縁763	〃
上ミ七人塚堤	日野郡日南町下阿毘縁1253	〃
口谷田堤	日野郡日南町神福141	〃
黒ワラビ堤	日野郡日南町花口1395	〃
上坂堤	日野郡日南町三吉1289-2	〃
大畑第2池	日野郡日野町上菅577	〃

鳥取県告示第156号

令和2年度に県が発注する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫等防除事業（以下「森林整備事業等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格、入札手続等については、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。
 - (1) 自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。
 - (3) 競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知）第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行い、かつ、当該入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加有資格者」という。）であること。
 - (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。
 - (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
 - (6) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3又は第38条に規定する監督処分を受けていない者であること。ただし、監督処分を發した県行政機関が監督処分に係る違反行為が改善されたと判断する場合は、この限りでない。
 - (7) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。）のうちに、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人及び専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。
 - ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条第1項に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）
 - イ 林業普及指導員（森林法第187条第1項に規定する者をいう。）
 - ウ 林業技士（一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会の理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）
 - エ 基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法

律第45号) 第11条第1項の規定により指定された林業労働力確保支援センター又は鳥取県の認定を受けた者をいう。)

オ フォレストリーダー(現場管理責任者)又はフォレストマネージャー(統括現場管理責任者)(林業振興事業実施要綱(平成17年3月23日付林政経第161号農林水産事務次官依命通知)に定める「緑の雇用」現場技能者育成対策事業のうちキャリアアップのための研修を受講し、修了した者をいう。)

カ 専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が、年間150日以上かつ10年以上に達する者

(8) 他の入札参加者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有することが判明した場合、発注機関はその旨を当該関係を有する者に通知するものとする。

なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。

ア いずれかの入札参加者(その代表取締役を含む。以下同じ。)が他の入札参加者の議決権保有者(その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。)である関係

イ いずれかの入札参加者と他の入札参加者が、同一の会社の議決権保有者である関係

ウ いずれかの入札参加者の代表取締役(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。)が他の入札参加者の代表取締役を兼ねている関係

エ その他アからウまでの関係に準ずる関係

オ 入札参加者が、森林組合法(昭和53年法律第36号)第4条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「いずれかの入札参加者の代表取締役」を「いずれかの入札参加者の代表理事」と、「他の入札参加者の代表取締役」を「他の入札参加者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、提出しなければならない。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本産業規格A列4番横書きで作成すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書

イ その他調達公告に定める書類

(2) 入札参加書類は、調達公告で定められた提出期間内の各日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。))を除く。)の午前9時から午後5時15分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達により提出すること。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札参加書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とし、提出された入札参加書類は、返却しない。

(4) 提出された入札参加書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。

(2) 入札書に記載する金額は、契約申込金額(消費税及び地方消費税に係る課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額)とする。

(3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格(最低制限価格以上のものに限る。以下「最

低価格」という。)をもって有効な入札をした者(失格とされた者を除く。以下同じ。)とする。

(4) 不落札による再度入札の回数は、2回までとする。

(5) 入札においては、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第129条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。

なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。

(6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。

(7) 予定価格を入札の執行前に公表している場合において、1に掲げる条件を具備する入札参加者が1者のみのときは、当該入札を中止する。

(8) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。

ア 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として契約申込金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

4 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、インターネットの県のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>。以下「県HP」という。)において掲載するものとする。

5 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。

(2) 入札参加書類及び入札書の様式は、県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日(休日を除く。)の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日(休日を除く。)の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。

(4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

6 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先

(1) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7425、7431、7432又は7433

(2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課

電話 0857-26-7300又は7301

鳥取県告示第157号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
倉吉市長谷字コモノコ266の57、266の58、266の64から266の67まで、266の69から266の87まで、266の161
 - 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第158号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡若桜町大字糸白見字田方641の4、字木地山647の2、字雲場684の5、685の1、685の2、685の25、685の96、685の101、字雲場山684の17、685の82、字ホソノ702の7から702の11まで
 - 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第159号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき令和元年11月19日付鳥取県公報第9154号により告示した公共測量の実施（令和元年鳥取県告示第357号）について、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり作業期間を変更する旨の通知があったので告示する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変更後：令和元年11月11日から令和2年5月29日まで

変更前：令和元年11月11日から令和2年3月31日まで

鳥取県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、令和2年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
269	松河原名和線	西伯郡大山町松河原	西伯郡大山町富長	

鳥取県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和2年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
松河原名和線	西伯郡大山町松河原字河戸194-4地先から同町松河原字塚根2045地先まで	変更前	4.5~17.7	372.0
		変更後	7.6~22.1	372.0

鳥取県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和2年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
松河原名和線	西伯郡大山町松河原字河戸194-4地先から同町松河原字塚根2045地先まで	令和2年3月31日

鳥取県告示第163号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

江尾地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ直線に囲まれた区域（昭和46年鳥取県告示第950号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）及び平成元年鳥取県告示第460号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
日野郡江府町大字江尾字上北平110-7	1号
日野郡江府町大字江尾字下イチョウノ段125	2号
日野郡江府町大字江尾字町尻り滝下47-9	3号
日野郡江府町大字江尾字町尻り滝下47-15	4号
日野郡江府町大字江尾字上北平111-3	5号
日野郡江府町大字江尾字上北平110-9	6号

鳥取県告示第164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
三朝町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
四万谷川（I-1-2-20-139）、四万谷川支川（I-1-2-20-140）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
三朝町
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （3）土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
天谷川（I-1-2-20-57）、小河内下谷川（I-1-2-20-125）
- （4）土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
三朝町
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

穴鴨1地区 (I-767)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

三朝町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害特別警戒区域の名称

四万谷川 (I-1-2-20-139)、四万谷川支川 (I-1-2-20-140)

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称

三朝町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

穴鴨1地区 (I-767)

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
三朝町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
天谷川（I-1-2-20-57）

鳥取県告示第169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年3月31日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

理事	松本正志	東伯郡琴浦町大字八橋932-5
〃	三浦勝美	東伯郡琴浦町大字光好566
〃	奥山輝巳	東伯郡琴浦町大字法万198
〃	定常健一	東伯郡琴浦町大字別宮360
〃	山本操	東伯郡琴浦町大字下伊勢423
〃	桑本始	東伯郡琴浦町大字保70-1
〃	中嶋啓一	東伯郡琴浦町大字上伊勢111
〃	濱田道信	東伯郡琴浦町大字大杉476
〃	森本弘幸	東伯郡琴浦町大字三保157
〃	金坂憲一	東伯郡琴浦町大字法万16
〃	中谷義博	東伯郡琴浦町大字逢東562
〃	上山必勝	東伯郡琴浦町大字中尾211
〃	岡本房光	東伯郡琴浦町大字下大江423
〃	門脇正人	東伯郡琴浦町大字鋤227
〃	佐伯博	東伯郡琴浦町大字八橋2627
〃	有福正壽	東伯郡琴浦町大字宮場47
〃	山下幸雄	東伯郡琴浦町大字森藤100
〃	盛山孝	東伯郡琴浦町大字槻下769
〃	杉川浩	東伯郡北栄町大字大谷1476-4
監事	中原勇	東伯郡琴浦町大字逢東575
〃	進修	東伯郡琴浦町大字八橋3456-41
〃	福井孝幸	東伯郡琴浦町大字杉下205

- 〃 遠 藤 一 夫 東伯郡琴浦町大字徳万248-1
 - 〃 平 野 良 則 東伯郡琴浦町大字山田302
- 令和2年3月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 松 本 正 志 東伯郡琴浦町大字八橋932-5
- 〃 福 井 孝 幸 東伯郡琴浦町大字杉下205
- 〃 奥 山 輝 巳 東伯郡琴浦町大字法万198
- 〃 山 本 操 東伯郡琴浦町大字下伊勢423
- 〃 桑 本 始 東伯郡琴浦町大字保70-1
- 〃 中 嶋 啓 一 東伯郡琴浦町大字上伊勢111
- 〃 濱 田 道 信 東伯郡琴浦町大字大杉476
- 〃 森 本 弘 幸 東伯郡琴浦町大字三保157
- 〃 金 坂 憲 一 東伯郡琴浦町大字法万16
- 〃 中 谷 義 博 東伯郡琴浦町大字逢東562
- 〃 門 脇 正 人 東伯郡琴浦町大字鋤227
- 〃 佐 伯 博 東伯郡琴浦町大字八橋2627
- 〃 盛 山 孝 東伯郡琴浦町大字槻下769
- 〃 杉 川 浩 東伯郡北栄町大谷1476-4
- 〃 米 村 勝 利 東伯郡琴浦町大字中尾513
- 〃 馬 野 進 東伯郡琴浦町大字別宮568-1
- 〃 佐 伯 一 男 東伯郡琴浦町大字美好95
- 〃 山 本 晴 男 東伯郡琴浦町大字矢下940-2
- 〃 松 本 博 好 東伯郡琴浦町大字倉坂450
- 〃 紙 本 克 美 東伯郡琴浦町大字浦安165-1
- 〃 松 田 雅 彦 東伯郡琴浦町大字光好487-2
- 監 事 中 原 勇 東伯郡琴浦町大字逢東575
- 〃 三 浦 勝 美 東伯郡琴浦町大字光好566
- 〃 進 修 東伯郡琴浦町大字八橋3456-41
- 〃 有 福 正 壽 東伯郡琴浦町大字宮場47
- 〃 馬 野 忠 篤 東伯郡琴浦町大字三本杉627

令和2年3月19日就任 任期4年

鳥取県告示第170号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月31日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
松本 拾	松本医院	米子市河崎1740-19	令和2年3月19日	令和2年3月31日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第171号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当

該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月31日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
松本 拾	松本医院	米子市河崎1740-19	令和2年3月19日	令和2年3月31日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第172号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月31日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
独立行政法人労働者健康安全機構山陰防災病院	米子市皆生新田一丁目8-1	独立行政法人労働者健康安全機構山陰防災病院	米子市皆生新田一丁目8-1	短期入所	令和2年3月31日

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和2年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生
陸上要員（男女）、海上要員（男女）、航空要員（男女）
- 2 募集期間
令和2年4月1日（水）から同年5月29日（金）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 試験期日
令和2年6月6日（土）
 - (2) 試験場
陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）
- 5 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期
 - (1) 令和2年7月下旬から同年9月下旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）

(2) 令和3年3月下旬から同年4月上旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部（0857-23-2251）

鳥取募集案内所（0857-26-4019）

倉吉地域事務所（0858-47-3250）

米子地域事務所（0859-33-2440）